

# プロセス法学再訪

**The Legal Process Revisited: A Historical and Critical Perspective**

椎名 智彦  
(青森中央学院大学)

# 「プロセス法学」

[広義]

制度的・手続的側面に着目して法的考察を行う立場・方法論

(process jurisprudence)

[本報告の対象]

1940-60sに生成・発展し、その後のアメリカ法に影響を与えた学派・方法論

(the Legal Process school)

## I . 本報告の課題:2つの側面の解明

①「司法積極主義抑制の理論」、②「“中立的”・“中道的”立場」としての

プロセス法学

## Ⅱ. プロセス法学の問題意識 ニュー・ディーラーズの内憂外患 (1930-40s)

プロセス法学の創始者たち ⇒ いわゆるニュー・ディーラーズ (the New Dealers)

### 重要課題

### 対処方法

[対内的]

経済回復  
(行政国家の構築)

司法積極主義の抑制

[対外的]

全体主義の批判,  
アメリカの正当性の擁護  
(大戦参加の準備)

新しい規範的法理論の構築

# 背景

[対内] ニュー・ディール ⇒ 連邦最高裁, 主要立法を無効化 ⇒ 停滞

*Schechter Poultry Corp. v. U.S. (1935)*

連邦産業復興法 (the National Industry Recovery Act of 1933) を無効化

*U.S. v. Butler (1936)*

農業調整法 (the Agricultural Adjustment Act of 1933) を無効化 等

⇒ 司法審査権濫用に対する 封じ込めの必要性

[対外] ナチス＝ドイツとの対決: アメリカの介入はいかなる立場に基いて正当化されるか

① 民主主義の防衛? ⇒ × (ドイツ国内における投票手続の履践)

② 道徳的優位性? ⇒ × 価値的・規範的 (抗事實的) 要素の強調 ⇒ ロックナー主義・形式主義に通底

③ リーガル・リアリズム? ⇒ × “*What officials do about disputes is the law itself.*”(Llewellyn)  
「事実こそ法である」 ⇒ ドイツの行為を逆に正当化する危険

⇒ 規範的 (normative) かつ実証的 (positive/fact-based) な理論の必要性

## Ⅲ. 論理構造

[対内] 司法積極主義の抑制: 法形成機関の**制度的適性** (institutional competence)

### [モデル]

立法府: [構造] 選挙によって選出された議員, 大規模な代議体, 民主的基盤, 熟議 — legislation  
⇒ [法規範の性質] 多数の人々の基本的権利義務に関わるような 一般的規範

行政機関: 特定分野の専門家, 小規模な合議体, 政治からの相対的な独立性, 柔軟かつ迅速な判断  
— administrative rule-making  
⇒ 具体的な社会・経済的問題を処理するための合目的的規範

私人: 当事者, 私的自治, 方式上の高い自由度, 直接的交渉 — contract  
⇒ ミニマムな名宛人の関係のみを規律する自律的規範

裁判所: 裁判官 (陪審), 訴訟当事者, 高度の独立性, 法規・先例・手続 (推論形式等を含む) による  
拘束 — adjudication  
⇒ 同様の事実関係にある者 (のみ) を将来に亘って規律する価値的規範

## 法形成機関の [構造]



## 創出される [法規範の性質]



## 適用対象たる [事実状況]

3者関係 ⇒ **ミスマッチ**が生じる

(適性の逸脱 ⇒ ロックナー 時代)

※ Fullerによるいわゆる公共訴訟 (public law litigation) 批判

⇒ 司法的法形成が他の機関による法形成に比して機能的に劣位する状況の想定

⇒ 司法審査権の**誤用状況**の特定

では、正しい司法的法形成 (judicial institutional competence) とは?

⇒ 司法判断: 理性的な法的審査に馴染むものになるべく、合理的な理由を精緻に付したものの (**reasoned elaboration**) でなければならない

### <背景>

ロックナー的積極主義 (裁判所による適性の逸脱)

⇒ 本来中立的機関である裁判所が、党派的な価値選択を行った状況 (Holmes 反対意見)

⇒ 政治的選択 ⇒ その本質は理由を示す必要のない決断である点に存する (政治決断は民主的な審査のみを受ける)

[対外] 規範的かつ実証的な法理論の構築

: 道徳的義務 (*moral duty*) としての制度的決定 (*institutional settlement*) の尊重

※ *institutional settlement*: 様々な機関による法形成を通じた問題や紛争の解決・安定化

*institutional competence* ⇒ 既存の制度の機能解釈であり, それ自体高度に実証的

規範的 (抗事實的) 性格を付加する必要 ⇒ しかし, 特定の実体的価値選択 (例えば, 特定の道徳的価値の提示) は回避

⇒ 既存の統治機構の維持・存続が国民の生存にとって不可欠である現実を根拠として, 制度的決定の尊重・遵守を「特別な種類の当為」(*“a special kind of ought”*) として道徳的義務化

## IV. 批判と再評価

- ① '50-60s: ウォーレン・コート ⇒ 理論的には対立, 政治的には一致 ⇒ “tent. ed. 1958”  
⇒ 司法審査への態度 ⇒ 徐々に軟化 Ex.) ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST (1980)

② '70-80s: ニュー・ディール型国家像: 立法・行政過程に対する信頼, 司法消極主義等に対する疑問視: 左右両派からの攻撃

・法と経済学 (公共選択論): 公務員の私的利益追求 ⇒ 公益実現の阻害可能性

・批判法学 (不確定性のテーゼ等): 1つの法規範からは正反対の2つの結論が導出可能  
⇒ 政治的価値選択を含まない“合理的な法解釈” —reasoned elaboration— は存在しない  
⇒ また, あらゆる法規範は支配階級と被支配階級との党派的妥協 ⇒ “中立的原理”  
—neutral principles— もまた存在しない

③ '80-90s: 法学の多極化 (“schizophrenia”): 学派間対話の成立自体が困難な状況  
原因: 学派そのものが特定の実体的価値へのコミットメント (Eskridge & Peller)

⇒ タイ・ブレイカーとしてのプロセス・アプローチ: 制度間のミクロ的比較分析 (Comparative Microanalysis of Institutions)

⇒ 政策を実現する「場」としての制度・機関 (立法府, 行政機関, 裁判所, 企業, 学校等) は共通の条件 ⇒ 学派間対話の契機



Ex.) マイノリティ・コミュニティにおける銀行

⇒ 金融政策上の論点として、批判的人種理論と法と経済学の対話が成立しうる? (Rubin等)

## V. 小括

- ・経済回復および行政国家構築を目的として、ロックナー的積極主義を封じ込めようとした理論
- ・ニュー・ディールの革新主義という中道左派の政治的立場と密接不可分。しかし、他学派との比較において、相対的に最も中道的であり、方法論的に開かれている等の点で中立的な立場であるとされている
- ・法の非党派性 (法の目的の実体的な中身については言及しない・これも一種の中立性)・規範性 (実証的事実に完全には還元されえない抗事実性) を理論上維持しようとすることによって、法のオートノミーを擁護している点に1つの現代的な意義・特徴がある